

業務委託仕様書

業 務 名 : 令和7年度 富谷市教育情報セキュリティポリシー改定業務 期 間 : 契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日 施行場所 : 富谷市 富谷坂松田 地内							
項番	業務名称	概要	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
1	現状把握・分析	市教委・学校へのヒアリング など	—	式			別添仕様書のとおり
2	基本方針・対策基準策定		—	式			別添仕様書のとおり
3	実施手順策定		—	式			別添仕様書のとおり
4	その他	諸経費 研修費 等	—	式			別添仕様書のとおり
合 計 (A)							
消 費 税 額 (A)×0.1							(B)
税 込 合 計							(A)+(B)

富 谷 市

令和7年度 富谷市教育情報セキュリティポリシー改定業務 仕様書

1. 業務名

令和7年度 富谷市教育情報セキュリティポリシー改定業務

2. 業務目的

本件業務委託は、次に掲げる事項を実現するために行うものとする。

- (1) 富谷市教育委員会（以下「本市」という）および市立小中学校（以下「学校」という）が保有する情報資産の安全管理対策の強化に向け、文部科学省（個人情報保護委員会含む）が示す方向性及び方針等を基に、現行の富谷市教育情報セキュリティポリシー（令和2年8月版）を精査し、基本方針・対策基準の改定および実施手順の作成を行うことで、新たな脅威等への対策を含めて本市および学校が実施すべき具体的な施策を明確にする。
- (2) 学校における情報資産の安全管理対策について標準化及び高度化を図る。
- (3) 教育情報セキュリティポリシー対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順の遵守を徹底することで、各業務及び業務システムの運用・保守遂行における情報セキュリティインシデント発生リスクの低減につながる態勢を確立する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4. 履行場所

富谷市 富谷坂松田 地内（富谷市役所）

5. 受注要件等

受注者は業務について、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は業務の管理をつかさどる業務責任者を定め、実施計画書内で報告すること。また、発注者との連絡調整の窓口は一元化すること。なお、責任者は以下の実績・資格等を備えていること。

- (1) 令和2年4月1日以降において、いずれかの自治体において、教育向け情報セキュリティポリシー策定支援または改訂に関わる業務実績を2件以上有すること。
- (2) 文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に精通し、学校現場の状況を理解していること。
- (3) 本業務の実施にあたり、教育情報セキュリティポリシー策定に適した資格（教育情報化コーディネーター2級（準2級も可））以上を有すること。

6. 業務実施内容

(1) 教育情報セキュリティポリシー対策基準の改定

富谷市教育情報セキュリティポリシー対策基準（令和2年8月版）の精査を策定し、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」等の考え方を反映し、文部科学省（個人情報保護委員会を含む）からの要請事項や新たな脅威及び脆弱性等に対応するために改正すべき、あるいは改正することが望ましい事項を提案すること。その際、本市および学校の運用をヒアリング等で十分に確認し、現行だけではなく今後のクラウドシステムによる運用等を踏まえた、必要なセキュリティ対策も含める。

それらの改正事項については本市および学校による確認及び承認を得ることとし、そのうえで改正の対策基準を作成することとする。なお、改正に伴い新たに必要となる運用様式がある場合は、それを提供すること。（承認方法、提供時期は本市と協議する）。

(2) 教育情報セキュリティ実施手順の見直し

(1)で策定する教育情報セキュリティポリシーの内容に基づき、学校で情報セキュリティ対策を実施するために具体的な手順を定めるものとされている教育情報セキュリティ実施手順を策定すること。実施手順は、教育情報セキュリティポリシーの内容について、教職員が学校での業務を、セキュリティ意識を持ちながら遂行できるよう、具体的な内容が記載されているものであること。また、学校における実情を踏まえた案を作成すること。その際、本市および学校の運用をヒアリング等で十分に確認し、現行だけではなく今後のクラウドシステムによる運用や文科省の提言するゼロトラスト環境等を踏まえた、必要なセキュリティ対策も含める。併せて、本市および学校の情報セキュリティ対策の運用レベル向上に繋がるような提案とすること。

(1)および(2)の業務における改正内容は、以下のガイドラインや計画、手順書等に定められた事項及び要請等についても検討する必要がある。但し、契約締結後に各資料において改版があった場合は、最新版を参照すること。

それらの改正事項については本市および学校への説明・確認及び承認を得ることとし、そのうえで対策基準及び実施手順の改正を行うこととする。なお、改正に伴い新たに必要となる運用様式がある場合は、それを提供すること（提供時期は本市と協議する）。また、本業務は本市および学校との打ち合わせを行いながら進めていくこと。なお、回数は4回程度とするが、柔軟に対応すること。

- ・ 富谷市教育情報セキュリティポリシー基本方針および対策基準（令和2年8月版）
- ・ 富谷市情報セキュリティポリシー基本方針 1.1 版
- ・ 富谷市情報セキュリティポリシー対策基準および実施手順 1.6 版
- ・ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）
- ・ 教育情報セキュリティポリシーハンドブック（令和7年3月）
- ・ 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（文科省）
- ・ 生成 AI 活用研修ガイドブック はじめよう！生成 AI（宮城県教委）

(3) セキュリティポリシー及び実施手順の周知のための研修会の開催

契約期間内において、小中学校の職員及び情報担当者を想定した教育情報セキュリティポリシー及び実施手順書に関する概要についての研修会を行うこと。

- ・研修形式は原則としてオンライン形式または配信可能な動画形式で開催する。
- ・研修時間は概ね 60～90 分程度とする。
- ・内容については、以下のとおりとする。

「富谷市教育情報セキュリティポリシーの概要について」

「実施手順の策定・運用にあたり意識することについて」

※セキュリティポリシー及び実施手順書は本業務期間内で策定となるため、研修内容や形式の詳細については、受注者との協議とする。但し、教材等は、編集可能なデータ形式で本市へ納品することとする。なお、納品物は本市および市内学校のみで利用する。

7. 成果物

本件業務委託における成果物は、以下を想定しているが、その他、必要により作成した資料があれば併せて提出すること。提出期限及び提出方法は、本市と協議のうえ決定する。

- ・打合せの議事要旨（各打合せ後、速やかに提出すること。）
- ・業務実績資料
- ・実施計画書（初回打合せ後、速やかに提出し、本市の承認を得ること。）
- ・教育情報セキュリティポリシー案
- ・実施手順書案
- ・定着化研修に関わる設定資料及び研修資料
- ・契約に係る書類

8. 資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で受託者に提供する。なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報及び情報システムのセキュリティ対策、情報資産の安全管理に関連する資料の保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は収集した一切の資料を速やかに本市に返還し、又は廃棄するものとする。

9. 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、本市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

10. 契約締結後、提出が必要な書類

以下の書類については、契約締結後速やかに本市へ提出すること。

- ・守秘義務誓約書（任意様式）

11. その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については本市と協議のうえ決定するものとする。